

行政常任委員会

令和7年12月12日（金）

午前9時59分開会

○南委員長 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き、行政常任委員会を開催させていただきます。

昨日、小学校の学校給食のことでお話ございましたけれども、皆さん、御存じだと思うんですけども、今朝の新聞にも、政府のほうが各県のほうに半額負担していただきたいという方向を示しておるんですけども、なかなか県自治体が難色を示しておるということで、心配するんですが、恐らく26年度にはそのまま行くでしょう、市長、多分ね、小学校給食の無償化は。そのように期待をしております。

それでは、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

今日、病院と水道で終わりたいと思います。

早速ですが、尾鷲総合病院の議案第75号「令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」の説明をお願いいたします。

○竹平総合病院事務長 尾鷲総合病院でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第75号「令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」、補正予算書及び予算説明書の内容を御説明いたします。

通知をさせていただきます。

予算書の1ページを御覧ください。

第2条の業務予定量でございますが、患者数につきましては、当初予定しておりました入院1日平均132人に対して、実績から126人とし、年間延べ1,875人減の4万6,132人に、外来は1日平均356人を345人とし、年間延べ2,645人減の8万3,466人にするものでございます。

第3条に定めた収益的収入及び支出につきましては、収入において、第1款病院事業収益、既決予定額40億6,628万円を1億7,245万8,000円減額し、合計38億9,382万2,000円とするもので、内訳としまして、第1項医業収益33億6,251万6,000円を31億9,005万8,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款病院事業費用、既決予定額45億2,432万3,000円を1億1,08

3万6,000円減額し、合計44億1,348万7,000円とするものでございます。

内訳といたしまして、第1項医業費用44億2,744万3,000円を補正予定額1億837万2,000円減額し、合計43億1,907万1,000円、第2項医業外費用9,638万円を補正予定額246万4,000円減額し、合計9,391万6,000円とするものでございます。

第4条、予算第5条債務負担行為につきましては、来年度以降における各事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するもので、追加といたしまして、記載の20件を計上しております。

次ページの下段をお願いいたします。

寝具等賃借、医療機器保守業務委託、給食業務委託につきましては、それぞれ期間を令和8年度から令和10年度までの3年間、複合機使用料は期間を令和8年度から令和12年度までの5年間とし、それ以外は令和8年度の単年度として計上しております。

次に、第5条、予算第9条に定めた経費につきましては、職員給与費既決予定額25億2,597万9,000円を9,225万2,000円減額し、合計24億3,372万7,000円とするものでございます。

第6条では、予算第11条に定めた棚卸資産の購入限度額7億552万円を6億8,077万円に改めるものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

詳細につきましては、令和7年度病院事業会計の予算説明書で説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入では、第1款第1項医業収益、第1目入院収益において1億3,533万2,000円を減額し、第2目外来収益では3,712万6,000円を減額するものでございますが、いずれも患者数の当初の見込みを下回っている状況によるものでございます。内容につきましては、後ほど資料にて説明をさせていただきます。

次に、支出でございます。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費9,225万2,000円の減額は、1節報酬において2,006万6,000円の減額、2節給料3,068万3,000円の減額、3節手当3,966万円の減額及び4節法定福利費184万3,000円の減額で、別紙給与費明細書のとおりでございます。

第2目材料費2,250万円の減額は、第1節薬品費1,750万円の減額と第2節診療材料費500万円の減額で、いずれも実績に基づくものでございます。

第3目経費638万円の増額は、主なものとして、7節光熱水費は205万9,000円の減額、11節修繕費は、リニアックの部品交換修繕及び新棟ガスタービン発電機修繕による1,520万4,000円の増額、15節委託料につきましては、廃棄物処理料の減等によるもので659万6,000円の減額、20節負担金は、消化器内科の応援医師など実績に伴い、派遣医の負担金270万円を減額するものでございます。

第2項医業外費用246万4,000円の減額は、第4目雑支出、控除対象外消費税229万2,000円の減額及び第5目消費税及び地方消費税13万9,000円の減額が主なもので、消費税額を再計算したことによるものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

補正後の令和7年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これは、令和7年度1年間の現金の増減を表すものでございますが、次ページの5ページを御覧ください。

下段の今年度末の資金残高は、8,667万5,000円となる見込みでございます。

当年度純損失につきましては、少し飛びますが、9ページを御覧ください。

病院事業会計予定損益計算書でございますが、下から3段目の当年度純損失でございますが、当初予算では4億5,883万9,000円を見込んでおりましたが、今回の補正で5億2,045万4,000円の純損失となる見込みでございます。

10ページ以降につきましては、尾鷲市病院事業会計の予定貸借対照表と注記を記載しておりますので、後ほど御参照ください。

引き続き、担当より補正予算書の第1号の資料を説明させていただきます。

○松井総合病院総務課主幹兼係長　それでは、資料について説明いたします。

資料1を御覧ください。

医業収益について、資料上段、入院収益については、令和7年度当初予算比較で、入院収益全体といたしまして約1億3,500万円の減収見込みとなり、減額の主な要因といたしましては、外科の単価は上がっているものの、入院患者数が少なく、また、整形外科については、若干手術の減少による一般病床の患者数の減、昨年度と比べ、産婦人科の出産数の減少が主な要因となります。

資料下段、外来収益につきましては、令和7年度当初比較で、内科のうち、透析

を受けている患者さんが減少していること、外科の高額な薬剤を使用する化学療法患者の数が減少していることが主な要因であり、他の課の増減はあるものの、外来収益全体で約3,700万円の減収見込みとなります。

以上です。

○竹平総合病院事務長　　以上で、令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算書の説明となります。よろしく願いいたします。

○南委員長　　ありがとうございました。

若干前後したんですが、審査に入る前に、病院管理者の市長のほうから、もし病院に対する意気込みやとか、思いがあれば、お聞かせを願いたいと思います。

○加藤市長　　先ほど事務長のほうから補正予算について説明させていただいたんですけれども、結果としてはこういう結果なんです。これをどう改善していくかということについては、市政報告でも申し上げましたとおり、病院長を中心にしながら、病院内でいろんな改革、改善をやっていて、来年に向けてどうあるべきかということについて、今検討しながら、前向きに来年度の方向性を定めようとしているわけなんですけれども、一方で、要するに自助努力で改善できるかということ、そういう状況ではないという話なんです。これは、全国的にどうのこうのというような話、尾鷲市総合病院としてどうしていくのかというようなことをやはり考えていかなきゃならない。

ただ、先ほど申しましたように、これだけの大きな赤字をしている中で、病院として自助努力というのは絶対必要であると。それについては、今後、いろいろと具体的な話については、議員の皆様方に報告させていただきたいと思っていますけれども、当然のことながら、要するに尾鷲市として病院の赤字を埋めるというような財政調整基金を繰り出すということについては、大変大きな金額については難しいと。ただ、来年度については、ある程度、要するに市の財政の状況を見ながら繰り出しはやっていかなきゃならないなど。

もう一方では、国がこれに対して、診療報酬、あるいは特別交付金等々を今、議論していただいて、恐らくその辺のところがある程度、要するに国のほうから拠出していただけるんじゃないかなという思いはあります。

その辺の三つを一応織り交ぜていながら、来年度どうしていくのかと。当然のことながら、病院の改革ですから、前にも申し上げておりましたんですけれども、要するに、診療科の中で、あまり患者さんが少ないところは、目減り、要するにある程度の診療日数を減らしながらとか、いろんな策を講じております。

ただ、この前も御質問あったとおり、短期的、中期的な形で病院改革はやっていかなきゃならないと。そうすると、短期的って何なのかということについては、私は、令和8年度から令和10年度については、ある程度のソフトランディングをしていながら、要するに病院改革をやっていかなきゃならない。令和11年度には大幅な改革をせざるを得ないかも分からない。その辺のところをソフトランディングした令和8年から、来年度から、どういう状況で尾鷲総合病院が、要するに推移するのかということを見極めながら、中期的なことも考えていかなきゃならないと。

そういう状況の中で、何度も申し上げておりますけれども、やはり尾鷲総合病院は、尾鷲市になくてはならない、私自身はニアイコールだと思っているんです。そのための一番重要な二次救急、これについては絶対に継続していかなきゃならない、この思いで、これをベースにしながら、今後、病院改革を含め、国へのいろんな要望も全国的にやっていながら、うまく、要するに尾鷲総合病院が稼働するような形で持っていきたいと、このように思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○南委員長　　ありがとうございました。

それでは、議案第75号の審査へ入りたいと思います。

御質疑ある方、御発言をお願いいたします。

○仲委員　　3ページの補正予算説明書の医業費用の給与費のところですけど、今回、人勸を反映していない段階で9,225万2,000円減額ということで、報酬、給料ともに減額になっているんですけど、これ、会計年度任用職員も含めて、職員もあると思うんですけど、どういうふうな、例えばドクターとか、会計年度任用職員やったら、どういう職種の方が減になったのか、お願いします、説明を。

○高濱尾鷲総合病院総務課長　　まず、報酬のほうにつきましては、今、委員がおっしゃった会計年度任用職員と非常勤医師の科目なんですけど、ここで大きな要因は、非常勤医師が宿日直に来ていただいておりますドクターを、もう常勤の先生がその枠を僕らがしますということで、病院の改革の取組の一つとして、当直を常勤医師でもらったための減額が主な要因となっています。

給料につきましては、もともと看護職員とか、採用する予定のものを当初予算に計上しましたが、予定どおり採用できなかった部分と、あと、退職者、産休、育休、病休に伴う減ということで計上させてもらっています。

○仲委員　　報酬のほうは非常勤医師ではなしに、現医師がやるということは、既に今後、改革、改善される方向性の中で、もう始まったということによろしいです

か。

○高濱尾鷲総合病院総務課長 全てではないですけど、やっていきたい中の一つの部分で、宿日直の応援医師の縮小という部分も挙げていましたので、その部分で対応をしていく一つの予算の減額ということになっています。

○仲委員 給料、報酬のほうの部分では、会計年度任用職員も入っておると思うんですけど、会計年度任用職員のどういう職種の方が応募されなかったということですか。

○高濱尾鷲総合病院総務課長 すみません、説明不足でした。採用できなかったのは、給料の部分です。給料の部分で、特に看護職が採用枠に対して応募数が少なかったということになっています。

○仲委員 分かりました。

○南委員長 他に御質疑はございませんか。

若干、今の仲委員さんの関連で、助っ人のドクター、これ、何人分ぐらいが常勤で賄っていただくと理解をしたらいいんですか。

○高濱尾鷲総合病院総務課長 今のところは一枠から二枠、当直隊、週に定期的に1回来てもらっておる、2回来てもらっておるのを、1回なり、零回にするということ。

○南委員長 分かりました。

特にないようですので、引き続きまして、議案第82号「令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」の説明をお願いいたします。

○竹平総合病院事務長 それでは、議案第82号「令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算書（第2号）の議決について」、補正予算書及び予算説明書の内容を御説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

第3条及び第4条における医業費用5,451万円の増額は、一般会計と同様に、職員の給与に関する条例の改正により、給与費を増額するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費5,451万円の増額は、第2節給料2,697万6,000円、第3節手当2,009万2,000円、第4節法定福利費744万2,000円を増額するものでございます。

4ページを御覧ください。

費用の増加により、キャッシュ・フロー計算書における今年度末の資金残高は3,

216万5,000円となる見込みでございます。

5ページ、6ページは給与費明細書でございますので、損益計算書の、少し飛びますが、8ページを御覧ください。

下から3段目の当年度純損失でございますが、1号補正と比較し、5,451万円増の5億7,496万4,000円となる見込みでございます。

以上が令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算書（第2号）の説明でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、82号の審査に入りたいと思います。人勧分の人件費でございます。

御意見のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、ないようですので、病院の2議案の審査を終了いたします。

報告事項もないですね。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

○南委員長 分かりました。ありがとうございます。

よろしいですか、水道部長。オーケー。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、最後に、水道部の付託議案の76号、83号ですけれども、まず、最初に、議案76号の尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の説明をお願いいたします。

○神保水道部長 それでは、議案第76号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」について説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

第1条、令和7年度尾鷲市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度尾鷲市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款水道事業収益は、既決予定額5億7,717万5,000円に対し、補正予定額は18万3,000円の増額で、予定額を5億7,735万8,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、第2項営業外収益を18万3,000円増額補正し、予

定額を8,204万3,000円とするものでございます。

支出の第1款水道事業費用は、既決予定額6億2,710万9,000円に対し、補正予定額は94万1,000円の減額で、予定額を6億2,616万8,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、第1項営業費用を95万8,000円減額補正し、予定額を4億7,014万1,000円に、第2項営業外費用を1万7,000円増額補正し、予定額を4,532万4,000円とするものでございます。

続きまして、第3条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めます。

複合機使用料について、期間は令和8年度から令和12年度までとし、限度額は84万円と定めるとするものでございます。

次に、第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費は、既決予定額7,986万6,000円を1万1,000円増額補正し、予定額を7,987万7,000円とするものでございます。

続きまして、2ページの補正予算説明書を御覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、第1款第2項第2目長期前受金戻入を既決予定額1,396万3,000円に対し、31万9,000円減額補正し、予定額を1,364万4,000円とするもので、これは、令和6年度決算に係る額の確定による工事負担金分等の減額でございます。

第5目雑収益を既決予定額81万3,000円に対し、50万2,000円増額補正し、予定額を131万5,000円とするもので、人事異動に伴う賞与引当金戻入額等の増額でございます。

次に、3ページをお願いします。

支出でございますが、第1款第1項第1目原水及び浄水費、既決予定額1億986万3,000円に対し、144万3,000円減額補正し、予定額を1億842万円とするものでございますが、これは、手当等の減及び法定福利費の増による人件費の減額によるものでございます。

第2目配水及び給水費、既決予定額6,901万3,000円に対し、158万7,000円増額補正し、予定額を7,060万円とするものでございますが、これは、手当等及び法定福利費の減による人件費の減額によるものでございます。

第5目総係費、既決予定額4,297万2,000円に対し、4万3,000円減額補正し、予定額4,292万9,000円とするもので、これは、人事異動に退職

給付費等の減による減額でございます。

第6目減価償却費、既決予定額1億8,938万8,000円に対し、105万9,000円減額補正し、予定額を1億8,832万9,000円とするもので、令和6年度の決算により、前年度取得の固定資産が確定したことによる減額でございます。

次に、4ページの予定キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

今回の補正により、業務活動によるキャッシュ・フローの一番上、当年度純損失が112万4,000円の減額となる5,609万6,000円となったほか、決算及び補正額は各項目に反映され、合計が2億1,939万4,000円、投資活動によるキャッシュ・フローが4,922万2,000円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億9,419万7,000円となり、1から3までの合計となる資金増加額は7,441万9,000円となっております。

それを資金期首残高5億4,264万4,000円を加えた資金期末残高は、6億1,706万3,000円となり、7ページの予定貸借対照表の現金預金と一致しております。

次に、5ページには給与費明細書を添付してございます。

6ページの予定損益計算書を御覧ください。

営業収益以下、各項目には補正額が反映され、下から4行目の当年度純損失が、1号補正予算と比較して、112万4,000円減少の5,609万6,000円となり、これを前年度繰越利益剰余金2億1,207万9,000円より差し引いた当年度未処分利益剰余金は、1億5,598万3,000円となります。

次に、7ページからの予定貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございますが、固定資産の有形固定資産から投資その他の資産までの合計は41億1,874万円、流動資産の現金預金からその他流動資産までの合計は6億3,629万9,000円で、資産合計は47億5,503万9,000円となります。

8ページを御覧ください。

負債の部でございますが、固定負債の企業債と引当金の合計は14億4,621万5,000円、流動負債の企業債からその他流動負債までの合計が2億6,845万4,000円で、繰延収益合計3億2,151万5,000円を加えた負債合計額は、20億3,618万4,000円となります。

9ページを御覧ください。

資本の部では、資本金が23億2,009万円、これに剰余金の資本剰余金と利

益剰余金の合計 3 億 5,194 万 5,000 円を加えた資本合計は、27 億 1,885 万 5,000 円となっております。

この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は、47 億 5,503 万 9,000 円となり、資産合計と同額となっております。

最後に、10 ページと 11 ページでは、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上で、議案第 76 号「令和 7 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2 号）の議決について」の説明を終わります。

○南委員長 ありがとうございます。

議案第 76 号の説明に対して御質疑のある方、御発言をお願いいたします。
よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようでございますので、引き続き、議案第 83 号「令和 7 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 3 号）の議決について」をお願いいたします。

○神保水道部長 それでは、議案第 83 号「令和 7 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 3 号）の議決について」について説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

第 1 条、令和 7 年度尾鷲市水道事業会計の補正予算（第 3 号）……。

○南委員長 ちょっと待って。来ました。

○神保水道部長 補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによります。

第 2 条、令和 7 年度尾鷲市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の第 1 款水道事業費用は、既決予定額 6 億 2,616 万 8,000 円に対し、補正予定額は 276 万 4,000 円の増額で、予定額を 6 億 2,893 万 2,000 円とするものでございます。

内訳といたしまして、第 1 項営業費用を 276 万 4,000 円増額補正し、予定額を 4 億 7,290 万 5,000 円とするものでございます。

次に、第 3 条、予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費は、既決予定額 7,987 万 7,000 円を 276 万 4,000 円増額補正し、予定額を 8,264 万 1,000 円とするものでございます。

続きまして、2 ページの補正予算説明書を御覧ください。

収益的収入及び支出の支出ですが、第 1 款第 1 項第 1 目原水及び浄水費、既決予

定額1億842万円に対し、83万5,000円増額補正し、予定額を1億925万5,000円とするものでございますが、これは、人事院勧告準拠に伴う給料、手当等の増及び法定福利費の増による人件費の増額によるものでございます。

第2目配水及び給水費、既決予定額7,060万円に対し、78万2,000円増額補正し、予定額を7,138万2,000円とするものでございますが、これは、給料、手当等及び法定福利費の増による人件費の増額によるものでございます。

第5目総係費、既決予定額4,292万9,000円に対し、114万7,000円増額補正し、予定額を4,407万6,000円とするもので、これは、給料、手当等の増及び法定福利費等の増、賞与引当金繰入額の増による増額でございます。

次に、3ページの予定キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

今回の補正により、業務活動によるキャッシュ・フローの一番上、当年度純損失が276万4,000円の増額となる5,886万円となったほか、補正額が各項目に反映され、合計が2億1,694万4,000円、投資活動によるキャッシュ・フローが4,922万2,000円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億9,419万7,000円となり、1から3までの合計となる資金増加額は7,196万9,000円となっております。それを資金期首残高5億4,264万4,000円を加えた資金期末残高は、6億1,461万3,000円となり、6ページの予定貸借対照表の現金預金と一致しております。

次に、4ページには、給与明細書を添付してございます。

5ページの予定損益計算書を御覧ください。

営業収益以下、各項目には補正額が反映され、下から4行目の当年度純損失が、2号補正予算と比較して、276万4,000円増加の5,886万円となりました。これを前年度繰越利益剰余金2億1,207万9,000円より差し引いた今年度未処分利益剰余金は1億5,321万9,000円となります。

次に、6ページからの予定貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございますが、固定資産の有形固定資産から投資その他資産までの合計は41億1,874万円、流動資産の現金預金からその他流動資産までの合計が6億3,384万9,000円で、資産合計は47億5,258万9,000円となります。

7ページを御覧ください。

負債の部でございますが、固定負債の(1)企業債と引当金の合計は14億4,621万5,000円、流動負債の企業債からその他流動債までの合計が2億6,8

76万8,000円で、繰延収益合計3億2,151万5,000円を加えた負債合計は、20億3,649万8,000円となります。

8ページを御覧ください。

資本の部では、資本金が23億2,009万円、これに剰余金の資本剰余金と利益剰余金の合計3億9,600万1,000円を加えた資本合計は、27億1,609万1,000円となります。この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は47億5,258万9,000円となり、資産合計と同額となっております。

最後に、9ページと10ページでは、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

続きまして、行政常任委員会資料について御説明させていただきます。

○南委員長　　お願いします。

○神保水道部長　　資料の1ページを御覧ください。

経営戦略の投資財政計画の収益的収支について、令和7年度第3号補正予算を反映させたものでございます。

表の中ほどの当年度純損失の欄を御覧ください。

5,886万円となっております。

2ページを御覧ください。

同じく、網かけの部分が変更したところで、資本的収支について令和7年度第3号補正予算を反映させたものでございます。補填財源残高の当初計画との比較ですが、下から3行目の補填財源不足額が、令和7年度はマイナス5億395万2,000円となり、計画最終年度の令和10年度の補填財源不足額はマイナス4億8,520万4,000円となり、補填財源残高は、当初見込みより6,201万9,000円増額となる見込みでございます。

以上で、議案第83号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」の説明とさせていただきます。

○南委員長　　ありがとうございました。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。財政資料に基づいてでも結構でございます。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　では、最後で、私のほうから1点だけ。

今年度、水道の基本料金、3か月、7、8、9月ですか、無料の、その費用は、

どれだけかかったんですか。それだけ確認の意味で。

○北村水道部次長兼係長 税込み額でございますけれども、総額で5,071万748円となっております。

以上です。

○南委員長 いつもそうなんですけれども、この基本料金だけで大体賄える世帯数というのは、何軒ぐらいあったんですか。

○北村水道部次長兼係長 大体ですけれども、我々で把握しているものとしましては、4割から5割ぐらいの家庭でございます。

以上です。

○南委員長 ありがとうございます。

よろしいですね。

水道部の審査、2議案終了いたします。ありがとうございます。

ここで10分間休憩いたします。

執行部の皆様は、御退席をお願いいたします。長時間にわたりありがとうございました。

(休憩 午前10時36分)

(再開 午前10時45分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

当行政常任委員会に付託になりました19議案の採決を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、議案第64号「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について」、可決すべきものとする委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

○南委員長 挙手全員であります。挙手全員。よって、議案第64号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号「尾鷲市駐車場条例の制定について」、可決すべきものとする委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第65号は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第66号「尾鷲市事務分掌条例等の一部改正について」、可決すべき

ものとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

- 南委員長 挙手全員。挙手全員。よって、議案第66号は可決すべきものに決しました。

議案第67号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

- 南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第67号は可決すべきものに決しました。

議案第68号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、可決すべきとする委員の挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

- 南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

(発言する者あり)

- 南委員長 すみません。もとい、いま一度たださせていただきます。

議案第68号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、可決すべき者の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

- 南委員長 挙手多数。挙手多数であります。よって、議案第68号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

- 南委員長 挙手多数。挙手多数であります。よって、可決すべきものと決しました。

議案第70号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

- 南委員長 挙手多数。挙手多数であります。よって、議案第70号は可決すべきものと決しました。

議案第71号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第71号は可決すべきものと決しました。

議案第72号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第72号は可決すべきものと決しました。

議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第73号は可決すべきものと決しました。

議案第74号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、可決すべきとする者の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第74号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第75号は可決すべきものと決しました。

議案第76号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第76号は可決すべきものと決しました。

議案第78号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第78号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○南委員長 挙手全員。挙手全員でございます。よって、議案第79号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議決について」、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第80号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号「令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第81号は可決すべきものと決しました。

議案第82号「令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第82号は可決すべきものと決しました。

最後に、議案第83号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第83号は可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました19議案全て原案どおり可決すべきものと決しました。長時間にわたり、ありがとうございました。

ここで、委員長報告なんですけれども、特に報告の中で付け加えていただきたいことがあれば、ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　正副委員長に一任していただいてもよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　そういったことで、一任をさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

月、火、休会でございます。水曜日、本会議閉会日でございますので、よろしく
お願いをいたします。水曜日やね、最終日は。

（発言する者あり）

○南委員長　月、火は休会。ありがとうございました。

以上で終わります。ありがとうございました。

（午前10時53分　閉会）